

北九州市等におけるP C B 廃棄物の適正処理の確保に関する再質問主意書
右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十四年三月七日

参議院議長 平田健二殿

秋野公造

北九州市等におけるP C B廃棄物の適正処理の確保に関する再質問主意書

私が先般提出した「北九州市等におけるP C B廃棄物の適正処理の確保に関する質問主意書」（第百八十四国会質問第二八号）に対する答弁書（内閣参質一八〇第二八号）を受領したが、質問に對して明確な答弁がなされていない事項があることから、以下、再質問する。

一 政府は、P C B廃棄物処理施設内の作業従事者に対するP C Bの暴露への安全対策及び健康管理対策について、日本環境安全事業株式会社における取組状況を答弁しているが、これらの安全対策及び健康管理対策は万全を期しているのか、政府の見解を示されたい。

二 私が視察した日本環境安全事業株式会社北九州事業所において、過去に作業員の血液中P C B濃度が、日本産業衛生学会が勧告している生物学的許容値（一リットル当たり二十五マイクログラム）を超えた者はいないのか、事実関係について政府の承知するところを示されたい。

右質問する。

